

令和5年 第1回定例会

施政所信表明

小竹町長 井上頼子

目 次

- 1 はじめに
- 2 まちづくりについて
- 3 デジタル化推進について
- 4 福祉施策について
- 5 国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について
- 6 健康増進施策について
- 7 財源（税収）の確保について
- 8 環境対策について
- 9 農林業の振興・整備について
- 10 商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について
- 11 河川・道路整備事業について
- 12 町営住宅施策について
- 13 学校教育について
- 14 社会教育について
- 15 病院経営について
- 16 上水道事業について
- 17 下水道事業について

1 はじめに

令和5年第1回定例会の開会に当たり、令和5年度の町政運営に臨む方針を申し述べ、町政運営につきまして、議員各位そして町民の皆様方に、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

私は、1月29日から小竹町長職を預かることとなり、その重責に身の引き締まる思いであります。選挙で論点とした「子ども・子育て世代に優しいまちづくり」「町民参加のまちづくり」「情報公開・行財政改革」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「中小企業の健全育成」を進めてまいります。令和5年度は、町長として最初の年度になります。これらを段階的に進めていく初年度と捉え、愛する小竹町を愛する方々と共に「幸せを実感できる笑顔あふれる町」にしていくために邁進してまいります。

なお、申すまでもなく二元代表制の下、小竹町が明るい未来へ向けて進んでいくためには、議会と執行部は車の両輪であり、議会のご理解とご協力は最重要事項として受け止め、町政運営を進めてまいります。

さて、町の基本的な施策は10年ごとに議会で承認された総合計画に沿って進められます。この計画は、町長が替わっても引き継ぐものであり、キャッチフレーズである「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感小竹町」と共に、私の理念である「つながりと温もりの中で幸せを実感できる町」にしていくための一つ一つの施策を、町民の皆様のご意見を丁寧に聴きながら、町民目線で進めてまいります。

そのために、一つ目として「町民のご理解とご協力を得るための積極的な情報発信」に務めてまいります。

二つ目に「町民が主役のまちづくり」を進めてまいります。官民協働の力で、自分たちの町を自分たちで作っていくという過程で生まれる苦労や喜びを大事にしてまいります。そして何より守られるべき人権感覚、男女共同参画の推進、多様性を認め合う人権の尊重を中心に据えて町政を運営してまいります。

小竹町の最大の課題は、全国推計を超えるペースで進む少子高齢化による人口減少です。そのことに伴い、労働人口の減少で税収が減り、高齢化による社会保障費の増大が予想されます。少子化を食い止めるには、若者世代の定住促進しかありません。そのためには「仕事と住まいとぬくもりのあるまち」であることが条件です。福岡市や北九州市まで通勤・通学圏内であるという小竹町の地理的条件を活かして、長年検討が進められてきた「JR小竹駅西側の開発」はそのための切り札であると捉えています。若者に選んでもらえる魅力ある小竹町を発信してまいります。

ここからは、最近の地方財政をめぐる状況及び本町の財政状況について、述べさせていただきます。

まず、我が国の経済につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いております。その一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の高騰など、経済を取り巻く環境は厳しさを増してきております。

こうした経済状況を踏まえて政府は、令和5年度における地方財政対策として、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度を下回らないよう確保しています。

さて、本町の財政状況でございますが、歳入におきましては、地方交付税を昨年度並みに確保できるものの、臨時財政対策債は抑制されるため、財政状況の改善には至らないものと予想されます。

歳出におきましては、七福団地住宅環境整備事業、基幹系情報システム導入予算の増加に加え、依然として社会保障費や公債費が多くを占めるなど、非常に厳しい予算編成を強いられました。

この状況に対し、第7次行政改革大綱に基づき、徹底した行財政のスリム化と財政規律を維持するため、予算の執行実績を的確に踏まえ、消費的経費の自然増を見逃すことなく、歳出全般について節減合理化に努め、予算を編成いたしました。こうして編成いたしました令和5年度予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和5年度の総額は、一般会計で73億7,866万2千円、国民健康保険特別会計など5特別会計で、27億5,793万円4千円となりました。これらを前年度と比較しますと、一般会計では、33.6%の増、特別会計では、4.4%の増となっております。

以下、個別の課題について述べさせていただきます。

2 まちづくりについて

本町の人口は、少子化、高齢化が進展し、七千人を切ろうとしています。厳しい状況の中であっても町民のみなさまの幸せな暮らしを実現し、その暮らしを守り続けていくことが大きな課題となっています。

まちづくりとは、町民のみなさまのためにさまざまな施策を町民とともに協働・共生して進めていくことであり、人材の育成や自治会を含めた諸団体との連携が不可欠であります。このことを踏まえて改めて第5次小竹町総合計画に基づく町の将来像の実現に向けて事業に取り組んでまいり所存です。

現在実施している「移住者住宅取得補助金事業」とあわせて、大都市圏から転入し、就職・起業する方に対して移住支援金を支給し、さらなる子育て世代への移住・定住支援に取り組んでまいります。

JR小竹駅及びその周辺の開発を町の重点施策として、宅地造成や商業施設誘致などを積極的に進め、移住・定住の促進につなげてまいります。

地域コミュニティの推進については、人材の育成や自治会やNPO法人を含めたまちづくり団体の連携が不可欠であります。

引き続き、「分かち合い、支え合い、助け合う」地域づくりに向けて力を注いでまいります。

地域の安全、安心、生活環境の保全のためには、空家対策が喫緊の課題でもあります。

本町におきましても、空家バンクを開設し、対策に努めております。

引き続き、空家バンクへの登録を積極的に促し、民間事業者と連

携し、空家の流通促進を図ってまいります。

防災・減災対策につきましては、集中豪雨、巨大台風、地震などの災害がどこで発生してもおかしくない状況にあります。引き続き、関係機関との連携強化を積極的に進めるとともに、防災訓練等の実施により町民の防災意識の向上を図ってまいります。

3 デジタル化の推進について

デジタル化の推進については、まず基幹業務システムの導入とともに、国による令和7年度までの自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行に向け、順次対応に努めてまいります。

また、マイナンバーカードにつきましては、更なる普及促進に努めてまいります。

4 福祉施策について

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、地域で助け合う関係性をより一層強めていくことが課題となっております。「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みの構築として、町民と地域に関わる人が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うとともに、地域における、あらゆる町民の皆様が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指してまいります。また、地域社会において孤立を生まないように、多世代が連携し「お互いさま」の関係を構築できる施策の展開を図ってまいります。

障がい者、障がい児施策につきましては、個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

具体的な施策として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や雇用の促進、医療的ケアが必要な障がい児等に対する災害時の支援提供体制の整備、障がい者の親亡き後を見据えた地域生活支援拠点の充実及び制度の周知等を掲げ、障がい者が安心して住み慣れた地域で生活することができるよう、支援体制の構築を図ります。

子育て支援施策につきましては、「小竹町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である【子ども 親 地域 とともに育ちゆくまち“こたけ”】を実現すべく、子どもを元気に明るく心豊かに育てるための環境、地域づくり、子育て支援体制づくりを進めつつ、地域全体で子育てをサポートし、子どもだけではなく、その親、地域もともに成長できる町を目指しております。子育て家庭の育児不安の解消や子育てのサポートを図るため、子育て支援事業の周知に努めるとともに、来年度設置予定の「子ども家庭センター」の機能について、関係機関との連携を密に図り、十分に協議し、支援を必要とする子育て家庭を見過ごさず、伴走支援ができるような体制の構築を図ります。

こども園では、引き続き園児の心身の発達と家庭・地域の実態を把握し、子ども一人一人を大切にした教育、保育及び子育て支援を行うとともに、園児の登降園時におけるバスの安全装置の設置など、安心して子どもを預けることができる園として安全管理の徹底に努

めます。

高齢者施策につきましては、本年1月現在、高齢化率が42.31パーセントとなり、昨年と比較して0.38パーセント上昇しております。

「小竹町高齢者保健福祉計画」の基本理念である【高齢者が健康でいきいきと地域で安心して暮らせる共生のまちづくり】を実現させるべく、地域包括ケアシステムの深化・推進、医療・福祉・介護の連携、健康づくりへの啓発・情報提供、生きがいづくりに関する事業や地域活動への参加の促進、高齢者見守りネットワークの構築等に努めてまいります。

あわせて高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を展開し、町民の健康寿命の延伸を図ります。

認知症総合施策としまして、認知症を正しく理解していただくための認知症サポーター養成講座の開催方法について見直しを検討するとともに、認知症の方とその家族だけでなく、地域住民の方、介護や医療の専門職等さまざまな方が集い、悩みを共有し、専門職に相談できる場としての認知症カフェの運営及び認知症の早期診断・早期対応に向けた支援をする認知症初期集中支援チーム事業を、より一層推進してまいります。

5 国民健康保険、後期高齢者医療及び子ども医療について

医療分野においては、国は、全ての世代で、負担能力に応じて医療費等を公平に支え合う「全世代型社会保障」の構築を進めています。この制度の令和5年度からの柱として、引上げが予定されている出産育児一時金や、増加している高齢者医療費の財源を全世代で

支える仕組づくりなどが行われます。

本町の国民健康保険においては、被保険者の減少及び一人当たり医療費の高止まりにより、県に納付する事業費納付金が増額しています。納付金算定にあたっては、現在減額措置が講じられておりますが、その措置は本年度で終了することから、運営状況はさらに厳しくなることが予測されます。この状況を打開するためには、被保険者の皆さまに「予防」に対する意識を高めていただき、医療費の適正化を図ることが肝要です。そのため、特定健診やがん検診の受診を推進し、重症化予防及び早期発見・早期治療による医療費の縮減を強力に推し進めてまいります。あわせて、重複・多剤服薬対策や健康教育の充実など、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を引き続き進めてまいります。

後期高齢者医療制度におきましては、現役世代の負担増の軽減等を目的に、保険料負担率及び賦課限度額が見直されます。本町におきましても、制度の安定運営を目指し、被保険者の皆様へ十分な周知広報を行い、きめ細やかな対応に努めてまいります。

公費医療制度につきましては子育て支援の観点から、高校卒業までの医療費助成を引き続き実施してまいります。

6 健康増進施策について

健康増進施策につきましては、誰もがいつまでも健康で生きがいのある生活を送るため、「自らの健康は自ら守る」を基本に、各関係機関と連携し、年齢に応じた健康づくりの支援と普及啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き国や県等の

関係機関と連携し、予防対策の周知、啓発等を行ってまいります。

次に、母子保健事業でございますが、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、出産・子育て応援交付金が創設され、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として事業を実施してまいります。

健康増進事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療を図るため、関係団体と連携をとり、各種がん検診及び健康診査の受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見や重症化予防を促し、町民の健康づくりを支援してまいります。

7 財源（税収）の確保について

財源（税収）の確保につきましては、町財政の根幹である税の適正な課税と税収の確保に引き続き努めてまいります。

本年度におきましても、引き続き県税務職員の派遣による徴収支援及び協力連携により収納率の向上を図るとともに、納税者等の状況に十分配慮し、適正な課税及び税収の確保に努めてまいります。

引き続き税務行政のデジタル化の推進と併せて、納税者の利便性向上に努めてまいります。

8 環境対策について

環境対策につきましては、本町は「カーボンニュートラル宣言」のもと、近隣市町とともに、地域特性に応じた脱炭素に先行的に取り組む地域として国から「脱炭素先行地域」の認定を受けたことを

ふまえ、令和4年度「小竹町2050年脱炭素地域づくり検討会」を設置し、とりまとめ報告書を策定いたしました。

今後は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、再生可能エネルギーの導入に向けた具体的な施策を進めてまいります。

家庭ごみにつきましては、引き続き適正な処理体制の確保に努め、処理費用の削減及び適切な処理体制の確保を行うとともに、資源回収事業や排出抑制、再使用、再生利用等の意識啓発につきましても引き続き取り組んでまいります。また、ごみ処理、し尿や浄化槽汚泥の処理、火葬施設の整備・運営につきましては、今後も関係市町と十分な協議を重ねてまいります。

環境美化センターの業務につきましては、町道や排水路などを含む町有地の環境整備に対する取組の効率化を図り、更に充実させてまいります。あわせて、環境美化運動の取組みにつきましては、「自ら住む町の環境は自ら守る」という環境意識の向上に努め、町内一斉の環境美化運動や地域の美化活動につきましても、町民の皆さまとの協働により進めてまいります。

9 農林業の振興・整備について

農業施策については、全国的に農業者の減少や高齢化が進行し、新規就農者の発掘や農地の担い手への集約等が課題となっているとともに、年ごとに影響力が増す自然災害を勘案した政策、経済的な影響について農業者が意欲的に安定して高品質な地元農産物を生産できるよう積極的に支援してまいります。

小竹町農業委員会につきましては、引き続き、農地の確保と有効利用、農地等の利用の最適化、農業の担い手の確保、農業者の代表

として地域の課題解決への取り組みを行うとともに、実質化された人・農地プランに挙げられている様々な課題を解決するため、認定農業者や担い手と一体となって取り組み、農業の活性化を進めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、『直鞍地域鳥獣被害防止計画』に基づき実施するとともに、関係機関と連携し、それぞれの役割を明確化することで、捕獲率の向上や、農作物の被害防止に努めてまいります。

農業生産基盤整備につきましては、国や県の動向を注視し、農業者や関係機関と調整を図り、災害の未然防止や安全に農作業ができる環境づくりに努めてまいります。

10 商工業、観光の振興、ふるさと納税、消費者行政について

商工業につきましては、新たな起業家の創出のための支援や店舗の新築・増改築を行う事業者への補助金など、総合的な経営支援を実施してまいります。

観光につきましては、ここ数年、イベントの中止等により観光客数が大幅に減少するなど、大変厳しい状況にあります。宿泊税交付金基金を活用し制作した町のPR動画を使いながら、遠賀川、長崎街道、炭鉱遺産などの地域資源を活かした観光誘客に努めるとともに、令和4年度より新設した観光資源に対する補助事業を活用し、総合的な育成支援に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、引き続きふるさと納税サイトの運営強化に取組み、寄附者様に対するサービスの向上に努めてまいります。

消費者行政につきましては、町民の皆様が被害に遭うことがないようパンフレットの配布など啓発活動を行うことはもとより、地域住民の皆様が安全に安心して生活することができるよう関係機関と連携して消費者行政の充実に努めてまいります。

11 河川・道路整備事業について

道路の長寿命化につきましては、重要路線である一級、二級の町道24路線を対象に、令和元年度に策定した個別施設計画に基づき、過疎対策事業で千谷・塩頭線道路舗装工事を実施するほか、防災・安全社会資本整備交付金を活用した小竹団地内の南良津・勝野幹線や水落・西ノ前線、御徳地区の権現堂幹線の道路舗装工事を実施し、計画的な維持管理に努めてまいります。

橋梁の長寿命化対策につきましては、橋梁の安全確保を行うため、昨年度に橋梁長寿命化修繕計画を修正し、引き続き計画的な維持管理に努めてまいります。

また、南良津川地区内水対策につきましては、昨年6月に調整樋門の設置工事が完成し、今後における気象状況の変動を注視しながら南良津川流域の道路冠水被害を軽減し、地域住民の安心・安全に努めてまいります。

12 町営住宅施策について

町営住宅施策につきましては、「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅や入居者の状況を踏まえながら、建替え・集約化及び修繕・補修を行い、長期的に、良好な維持管理に努めてまいります。

七福町営住宅においては、老朽化した住戸を更新するため、災害に強い鉄筋コンクリート造の住宅を60戸建設中です。

今後は入居者の安全で快適な居住環境の確保のため、令和5年度中の竣工に向けて実施してまいります。

13 学校教育について

令和7年4月に小竹町の3小学校を再編・統合し、1つの小学校として開校することといたしました。

教育分野につきましては、「小竹町教育大綱」及び「小竹町教育施策」に基づき、それらを具現化するための各種施策を講じています。

学校教育におきましては、「こたけ『つながる』学びのプロジェクト」のもと、学校・家庭・地域・専門機関が連携した小竹ブランドの教育を推進し、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会にあっても、広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現を目指します。

これまで、少人数の学校ならではの良さを活かした学校カリキュラムにより、在校する子どもたち一人ひとりに寄り添った学校運営を行ってきました。統合・再編後も、より一層深い学びにつながるよう教育内容の充実に努めてまいります。

文部科学省が示した「GIGAスクール構想」を受け、学校内の通信環境を整備し、1人1台のタブレット端末を整備しました。教育の基本である対面授業を大切にしながら、様々なICTツールを活用した学習を取り入れています。今後、さらに学習効果が高まる

よう、教育内容についての研究を継続してまいります。

日頃から、児童・生徒が安全に学校生活を送ることができるように、保護者や地域の皆様には、集団登校や地域の見守り活動など御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、今後も連携を密にし、安全教育に努めてまいります。

学校施設におきましては、小竹町学校施設整備第9次5か年計画に基づき、安心・安全な環境下で学習が進められるよう、修繕を中心とした改修を実施し、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、学校給食につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断を養う上で重要な役割を果たすものであります。施設の老朽化が進んでいる学校給食共同調理場の建替えを行い、引き続き、安心・安全な学校給食を提供し、食育の推進に努めてまいります。

また、子育て支援の一環として、学校給食の食材に係る費用の一部を町で負担し、保護者の給食費負担軽減を図っています。

近い将来、給食費無償化へつながるよう引き続き検討をしてまいります。

14 社会教育について

青少年の健全育成、生涯学習、社会教育の推進につきましては、今後とも関係機関との連携を深め、学びを通じた人づくり、地域づくりを進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、去年は新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、様々な活動や行事について、中止や規模縮小しての開催となりました。また、体育館等施設についても一定期間

閉鎖する状況となりました。身体的、精神的な健康を維持するうえで体を動かすことは必要不可欠です。感染対策の工夫など運営面の点検や、子どもから高齢者まで楽しむことができるスポーツ振興の在り方を見直し推進してまいります。

文化財の保護及び整備につきましては、小竹町にとっての貴重な文化財を保護し、郷土の資源、歴史を活用した地域教育活動の推進、あわせて、小中学校で文化財を活用した授業を取り入れ、子どもたちが観て、触れることで歴史と伝統を重んずる心を育成し、郷土への誇りと愛着をさらに深めるように努めてまいります。さらに所蔵している文化財を町内外の方に広く知っていただくために、展示や周知方法を工夫し、町のPR活動に貢献できるよう努めてまいります。

図書室の環境整備につきましては、町の姿を大きく変えていく文化拠点であり、コミュニケーションの場、地域活性化への貢献度が高い施設であるため、昨年公民館ロビーの大幅な模様替えを実施しました。貸出の新たな仕組みを取り入れ、多くの利用者が集う施設になるよう工夫を行ってまいります。

人権教育につきましては、「小竹町のあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権擁護の確立された差別のないまちづくりを実現するため、日常生活において人権尊重の意識が自然に現れるような「人権感覚」を養う啓発活動をさらに推進します。また、あらゆる差別の解消に向け、関係機関と連携協力し、より一層の努力をいたします。

15 病院経営について

本町の病院事業は、地域における公的医療機関として地域医療を確保するとともに健康維持のため公衆衛生活動等を行なうことで、地域住民の福祉に資するための役割を担っています。

令和2年度から続くコロナ禍の中、地域医療を担う病院として直方鞍手地域外来検査センター、診療・検査医療機関並びに発熱患者等、感染症を疑う患者を受入れる医療機関の指定、登録を受け、取り組んでいます。

令和3年度に経営健全化計画を策定し、令和4年度には総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業において経営回復に向けた提案やアドバイスを受けております。

今後も地域医療を担う病院としての役割を果たすとともに、経営の健全化に向けて職員一丸となって頑張ってまいります。

16 上水道事業について

上水道事業につきましては、人口減少・少子高齢化と節水意識の高まりによる水需要の減少で給水収益が減っています。老朽化した水道施設や管路の維持管理費が増加し、事業経営が年々厳しさを増しています。

経営の基本原則であります企業の経済性を確保するとともに、事故を抑制し、安全・安心でおいしい水の供給に努めていきます。水道水を安定的に供給するため、計画的に管路の更新を進めます。水道水の安全性確保のため、水質検査計画に基づき、検査を実施してまいります。

災害や人材不足に備え、広域連携で経営基盤の強化を図っていく

ことが有効であることから、実現可能性の高いものから水道事業の広域化と共同化の検討を進めていきます。緊急資材共同調達及び水道施設の共同利用に向けて関係事業者との調整と、水道供給の効率化と継続性を高めるために民間活用の検討を併せて進めてまいります。

また、令和5年度は、国の経営アドバイザー制度を活用して水道事業の持続可能な事業運営の推進のため、小竹町水道事業の未来を見据えた中長期的な経営計画の素案を作成いたします。

17 下水道事業について

遠賀川中流流域関連公共下水道事業につきましては、公衆衛生の確保、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に不可欠かつ重要な社会基盤施設であります。令和5年度は、七福町営住宅の建て替えに伴う整備をするとともに、流域直方・小竹幹線の延伸に伴い、御徳地区での整備に着手してまいります。

また、工事が完了しました地区につきましては、順次供用を開始するとともに、すでに供用開始した地区と併せて、接続促進に努めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、供用開始から約26年が経過し、老朽化する施設の更新が課題となっております。

施設の機能診断、改築・更新計画に基づき、令和2年度から5か年で更新工事を施工中であります。今後も改築・更新計画に基づき適切な整備を行い施設の機能強化に努めてまいります。令和5年度からは将来に渡る持続可能な経営に向け、公共下水道事業と農業集落排水事業を一の特別会計で地方公営企業法の一部適用を行い、さ

らなる接続促進に注力し、使用料収入の確保に努め、より一層の経営健全化に努めてまいります。

以上、当初予算に関する主な項目、その他の諸施策について述べさせていただきました。

本定例会には、条例制定等議案10件、令和4年度補正予算3件、令和5年度当初予算6件の合計19議案を上程しております。よろしくご審議いただき可決賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、重ねて令和5年度の町政運営に対しまして、議員各位を始め、町民の皆様のご理解及びご協力並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の施政所信表明とさせていただきます。